

平成25年美浦村告示第188号

平成25年第2回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年11月5日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成25年11月8日 午後1時
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第5号))
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第6号))
 - (3) 美浦村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 平成25年度美浦村電気事業会計予算
 - (5) 財産の取得について

平成25年第2回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	時 刻	議 事 内 容
11月8日	金	午後1時	<p style="text-align: right;">(開会)</p> <p>○本会議</p> <p>・議案上程、提案理由説明、議案質疑、討論、採決</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>

平成25年第2回
美浦村議会臨時会会議録 第1号

平成25年11月8日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第5号))

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第6号))

議案第3号 美浦村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成25年度美浦村電気事業会計予算

議案第5号 財産の取得について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第6号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第7号)

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

10番 坂本一夫君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君				
教	育	長	門脇厚司君				
総	務	部	長	岡田	守君		
保	健	福	祉	部	長	浅野	重人君

経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
生 活 環 境 課 長	糸 賀 正 夫 君
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 尚 央 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午後1時00分開会

○議長（下村 宏君） それでは、皆さん、こんにちは。

第2回臨時会への参集、大変ご苦労さまです。

初めに、身体上の理由により石橋企画財政課長の松葉杖の議場内での使用を許可いたします。

ただいまの出席議員は、12名です。坂本一夫君の1名が欠席となっております。

これより、平成25年第2回美浦村村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 議会各位の皆さん、改めまして、こんにちは。

午前中の全員協議会に引き続き、平成25年第2回美浦村議会臨時会に、議員各位のご参集、大変ご苦労さまでございます。もうことしも11月に入り、暦では昨日が立冬、これからは初冬を迎え、ことしも残すところもう53日であります。11月3日には、美浦村の産業文化フェスティバルを開催。参加団体、また参列者数も前年を上回り、来賓に、県より山口やちゑ副知事に参加いただき、フェスティバルを盛り上げていただきましたことをご報告いたしますとともに、議員各位にもご支援、ご協力をいただいたこと、感謝申し上げます。

す。

また、昨日は、美浦ゴルフ倶楽部において、男子プロによるHEIWA・PGM CHAMPIONSHIP in 霞ヶ浦の4日間の大会が開催されました。美浦村の人口を超えるギャラリーが訪れることから、企画財政課・経済課はもちろん美浦村全体としても、この大会がBS生放送にのせて、美浦村の文化や産物のPR、ゴルフ場を含めた村の自然環境を全国に発信できるよいチャンスであります。関係する各部署のご協力をこの場を借りてお願い申し上げたいと思います。

このほか、今年23日には、鹿島アントラーズのフレンドリータウンデイズ、17日には大洗町のあんこう祭、また、12月8日には中山競馬場において美浦ステークスの開催など、美浦村から発信をする多彩なイベントを介してPRしてまいりたいと思っております。議員各位におかれましても、参加して盛り上げていただければ幸いです。

本日の臨時議会に供する議案は、議案第1号、2号の専決処分の承認を求めることについてが2件、第3号の美浦村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が1件、第4号で、平成25年度美浦村電気事業会計予算が1件、第5号で財産の取得についてが1件の5議案であります。

議員各位には適切なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

8番議員 林 昌子君

11番議員 羽成邦夫君

12番議員 小泉輝忠君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第5号））から、日程第7 議案第5号 財産の取得についてまでの5議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 次に、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第5号））を説明申し上げます。1ページでございます。

10月16日の台風26号の影響による災害復旧工事、災害見舞金の支給等を速やかに行うために、平成25年度美浦村一般会計補正予算（第5号）の専決処分を行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。それでは、10月24日に専決処分を行いました平成25年度一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ764万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を55億8,545万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、民生費から申し上げます。災害救助費では、総額95万9,000円の増額補正をいたしております。内訳としましては、台風26号の被害として、高橋川流域において床下・床上浸水の被害が発生いたしました。被害が発生した地区で井戸水を利用している家庭が4軒ございます。このため、井戸水の水質検査手数料2万2,000円の計上をいたしております。次に、委託料では、この地区の感染症予防のための殺菌消毒業務委託料13万7,000円を計上いたしております。また、扶助費では、美浦村災害見舞金等支給条例に基づき、住家の全壊、床上浸水及び床下浸水に対する災害見舞金の支給のため、80万円の増額補正をいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。災害対策費では災害応急対策費で、土のう袋等購入のための消耗品費25万9,000円、災害対応時に故障した公用車の修繕料14万8,000円、土のう用砂購入のための施設材料費20万円の計上をいたしております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。公共公用施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費では、村道7カ所の路肩沈下、のり面崩壊等による災害復旧工事請負費462万円の計上をいたしております。次のページをお開きいただきたいと思います。

次に、公共施設災害復旧費では、中央公民館のり面崩落及び光と風の丘公園のり面崩落による災害復旧工事請負費146万3,000円の計上をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。6ページにお戻りいただきたいと思ひます。

今回の災害関連の歳出補正予算につきましては、特別交付税等の財源措置等が考えられますが、現時点では財源確保のめどが立っていませんので、歳出予算額と同額の764万9,000円を財政調整基金からの繰入金を財源といたしてあります。なお、今後は有利な財源確保に努めていきたいと思ひます。

続いて、議案第2号の専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第6号））ご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思ひます。

ただいまご説明いたしました議案第1号の平成25年度一般会計補正予算（第5号）と同様に、10月16日の台風26号の影響による安中小学校災害復旧工事のための平成25年度美浦村一般会計補正予算（第6号）の専決処分を行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。

なお、安中小学校ののり面崩落は、規模も大きく、また、この崩落により民家が全壊しております。このような中、民家の復旧、その後発生した台風27号の影響による第二次災害対策を優先して行ったため、平成25年度美浦村一般会計補正予算（第5号）に盛り込むことができませんでしたので、2回に分けて専決処分を行っております。それでは、10月31日に専決処分を行いました平成25年度一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。11ページをお開きいただきたいと思ひます。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ400万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を55億8,945万6,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正ですが、13ページ第2表のとおり、安中小学校の災害復旧費の計上に伴い、その財源として災害復旧事業債400万円の新規の計上をお願いいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思ひます。それでは、災害復旧費について申し上げます。

公共公用施設災害復旧費の公立学校災害復旧費では、安中小学校の災害復旧工事实施設計業務委託料400万円の計上をいたしてあります。なお、災害復旧工事費の財源としましては、公立学校施設災害復旧費負担金の交付申請を進めてあります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

村債の災害復旧事業債では、歳出予算の災害復旧工事实施設計業務委託料と同額の400万円を起債することとし、新規計上をお願いいたしております。

続いて、議案第3号の美浦村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。16ページでございます。

この条例の改正につきましては、先ほど全員協議会でご説明申し上げましたとおり、今

般、大山地内で太陽光発電事業を行うに当たり関係条例を整備するもので、この後、ご審議いただきます美浦村電気事業会計予算、財産の取得についてと関連するものでございます。

まず、美浦村水道事業の設置等に関する条例につきましては、これまで美浦村では水道事業だけが公営企業でございましたので、水道事業の設置の条例としておりましたが、このたび計画いたしました太陽光発電事業は、地方公営企業法の適用事業となりますことから、公営企業会計で予算を管理することになります。そのため、水道事業の設置を規定しておりましたこの条例を、公営企業の条例に改め、水道事業と電気事業の2つが美浦村の企業会計であると規定しております。それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、題名を「水道事業の設置等に関する条例」から、「公営企業の設置等に関する条例」に改めております。

次に、全般にわたってでございますが、「水道事業」を「公営企業」に改め、公営企業に水道事業と電気事業を置く旨の改正を行っております。

第3条第3項の改正では、電気事業の能力及び供給先を出力2,000キロワット未満で、東京電力株式会社に供給することを規定しております。

第4条第2項の改正では、公営企業の事務を処理するため、これまでの上下水道課に加えて、電気事業を行います生活環境課を追加しております。

続いて、議案第4号 平成25年度美浦村電気事業会計予算についてご説明申し上げます。19ページをお開きいただきたいと思っております。この電気事業会計予算につきましては、先ほどご説明いたしましたように、太陽光発電事業を行うに当たり、企業会計予算として新たに電気事業会計を設けるものでございます。それでは、内容について申し上げます。

第3条で資本的収入、資本的支出の総額をそれぞれ3,020万円と定めております。

次に、第4条では、電気事業債で3,020万円を限度に借り入れができることとしております。収入・支出の内容につきましては、予算明細書によりご説明いたしますので、議案書22ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、支出についてご説明申し上げます。支出につきましては、資本的支出、建設改良費、太陽光発電設備費の公有財産購入費で、太陽光発電用地購入費としまして、大山の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地約3万7,000平米を、財務省より払い下げる費用3,020万円を計上しております。

次に、収入につきましては、資本的収入の企業債で支出の全額を電気事業債で充てることとしております。

最後に、議案第5号 財産の取得についてご説明申し上げます。23ページをお開きいただきたいと思っております。

この議案につきましては、先ほどからご説明申し上げます大山地区で太陽光発電

を行うための用地を取得するために、議会の議決をいただくようご提案申し上げるものでございます。それでは、内容について申し上げます。

この太陽光発電施設用地につきましては、美浦村大字大山字作鍬1879番3外6筆で、面積は3万6,829.06平米となります。所有者は財務省ですので、契約の相手方は関東財務局水戸財務事務所長となっております。

この土地につきましては、昨年9月28日に財務省に対して村が大規模太陽光発電設備を設置し、電力の安定供給を目指すことで、当該土地の有効利用を図るとともに、売電収入を村内の街灯や公共施設の電気料金に充てることにより、電気料金の軽減を図り、さらには村独自の住宅用太陽光発電設備への補助制度を新設することで、住民の安全で暮らしやすいまちづくりを推進することを目的として払い下げの要望をいたしました。

その結果、本年9月4日の国有財産関東地方審議会におきまして、美浦村に対し、太陽光発電施設敷地として時価売り払いすることについて、適当と認めるとの回答がなされました。このため、本村といたしましても太陽光発電施設用地として当該用地を取得したく、提案するものでございます。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

済みません、訂正を1つお願いしたいんですが。先ほど事務局のほうで議案第5号の説明がありましたけれども、番号の中で「1、2、2、3、4、5」になっておりますけれども、「1、2、3、4、5、6」と訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第5号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第6号））の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第3号 美浦村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 議案第4号 平成25年度美浦村電気事業会計予算の質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第5号 財産の取得について、質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたします。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

5分間の休憩といたします。よろしく願いいたします。

午後1時40分休憩

午後1時45分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りをいたします。

ただいま村長から、議案第6号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第7号）が提出
されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、
追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程及び追加議案書を配付いたします。

事務局。

〔議案配付〕

○議長（下村 宏君） 追加日程第1 議案第6号 平成25年度美浦村一般会計補正予算
（第7号）を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、追加議案の議案第6号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。追加議案の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

この補正予算は、9月の議会定例会において、地域活動支援センター改修事業費で、障害者施設増築工事費の計上を行いましたが、設計の数量不足、積算誤りによる工事費の不足が判明しましたので、緊急に補正予算をお願いするものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,834万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億779万7,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正では、3ページ第2表のとおり、障害者施設増築工事費の増額補正に伴い、その財源としてあります社会福祉施設整備事業債の限度額の補正をお願いいたしております。それでは、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思ひます。

民生費の社会福祉費の障害者福祉費についてですが、ただいまご説明いたしましたが、地域活動支援センター改修事業費の障害者施設増築工事費で1,834万1,000円の不足が生じることが判明しましたので、1,834万1,000円の増額補正をお願いいたしております。なお、補正後の予算額は、9月の補正予算計上額の7,899万7,000円に、今回の補正額の1,834万1,000円を加え、9,733万8,000円となっております。

続きまして、今回の増額補正の財源となる歳入予算についてご説明申し上げます。

説明の順番が前後しますけれども、初めに村債から説明させていただきます。この増額補正の財源としまして、社会福祉施設整備事業債の1,460万円の増額補正をお願いいたしております。社会福祉施設整備事業債は、事業費に対する充当率は80%となっておりますので、工事費の補正額の1,834万1,000円の80%の1,460万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、374万1,000円の増額補正を行い、歳入予算額を1億7,789万7,000円といたしております。

以上、今回の平成25年度美浦村一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（下村 宏君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） それでは、追加議案について質問させていただきます。

今回の追加議案ですが、先だって行われた入札が不調になったということで、1,834万1,000円の不足ということで出されたわけですけれども、やはり全員協議会でも言いましたが、設計業者さんの見積りのミスということで説明をされましたが、入札前にそのようなことはやはり行政のほうでもしっかりとチェックをして、そのような間違いを入札前に発見できればよかったのかなと思います。このようなことはほかの場合によっても出てくる可能性もありますので、今後は行政側のほうもしっかりとチェック機能を果たしていただくよう要望をいたして、意見とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 要望でよろしいですね。

○14番（沼崎光芳君） はい。

○議長（下村 宏君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

よって、平成25年第2回美浦村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 羽 成 邦 夫

署 名 議 員 小 泉 輝 忠